

	号外	定価 1部 2円	No.2551 2020年 3月23日	新採用者への加入促進に向け支部・分会での準備を進め、新年度早々に新採用者の仲間入りを果たそう！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合		

2020春闘④

3.19春闘中間集計状況

賃上げ減速もベースアップ確保に全力

連合集計 定昇含め平均5,880円 (昨年比▲595円) ・中小賃上げが押し上げ
景気悪循環断ち切るためにも賃上げ等の処遇改善を

連合は3月19日、2020春闘要求に係る民間大手の集中回答やその後の妥結状況を踏まえ、今春闘に係る中間集計結果を公表した。民間大手1,051企業で定昇含み平均5,800円(1.94%) (去年同期比▲595円・▲0.19%ポイント)と、新型コロナによる経済への悪影響で厳しい春闘を強いられているが、ベースアップ確保に全力を挙げている。ベースアップ分が明確に分かる企業の平均賃上げ分は平均1,407円(去年同期比▲421円)とベースアップ確保に懸命だ。また、大企業の賃上げが減速する中であって、中小企業が賃上げ額・率ともに大企業を上回り、全体の賃上げを下支えしている。

連合は厳しい春闘情勢にあってもベースアップ確保に全力を挙げていること、新型コロナの影響で経済の不透明感が一層増す中であって、中小企業の春闘交渉がヤマ場を迎えることから、「暮らしの底上げ・格差是正」に向け引き続き全力をあげると発表した。

人事院 月例給・一時金 厳しい情勢を示唆・民調結果で判断 パワハラ対策 4月人事院規則公布・対策強化へ ＝極めて不満あるも春の到達点と受け止め20人勧闘争に移行＝

公務員連絡会は、3月12日人事院給与局長・職員福祉局長との交渉を経て、3月18日一宮人事院総裁と交渉を行った。これまでの交渉で人事院は、賃金に関し、「民間大手の集中回答日以降、春闘結果が示されている。新型コロナの影響もあり月例給・一時金ともに昨年実績を下回る厳しい状況」・「官民較差をもとに適切に対処」にとどまり、諸手当は「現時点で見直し予定はない」と極めて消極姿勢を示した。長時間労働是正は「超勤上限等の検証を強化し、制度運用のフォローアップを行う」とし、パワハラ対策は「関係する人事院規則を4月1日公布・6月施行とし、対策を進める」とした。交渉団から、①生活の維持・改善を重視した給与勧告を実現すること、②長時間労働是正策を検証し、実効力ある対策を講ずるよう求めた。公務員連絡会は、新型コロナの影響による厳しい経済情勢のなか、前進回答が示されず不満はあるも、20人勧に向けた基本姿勢として受け止めるとし、闘争体制を堅持するとの声明を公表した。



人事院・一宮総裁

3.22・北上市議選(無投票)

平野あきのり 当選！・2期目に向け決意新たに



第1声で政策を熱く訴える平野さん

3月22日北上市議選が告示。県職労は『平野あきのり』さん(52歳・現1期、北上市職労・自治労組織内)を推薦。平野さんは、子ども・高齢者をはじめ「誰一人取り残さない地域社会の実現」に向けて、働く人・未来を担う若者が希望を持って働き続けられる労働環境の改善、子育て環境の充実などの6つの政策を掲げた。

北上市役所前で第1声。北上市は企業立地もあり人口増が続くが、子育て環境・教育の充実や働く人の環境改善を重視した市政が求められるとし、地域・公共サービスで働く仲間の社会的地位・労働条件確立のため30年に及ぶ行政経験と4年間の議会活動を訴え、「子ども・子育て支援の充実」「若者が安心して仕事を続け、未来を描ける労働環境の

改善」に重点的に取り組み、皆さんの声をしっかりと聞き、必ず前進させることを約束し、支持を訴えた。佐藤ケイ子県議(県職労推薦)も応援演説をし、支持を訴えた。

北上市議選は定数26人に対し、立候補者がギリギリまで定まらず、選挙戦となるか直前まで読めない情勢のなか、「平野あきのり」さんは市内を精力的に遊説し、支持を訴えた。結果として、定数通りの立候補者が確定し、無投票で当選を果たした。

当選を果たした「平野あきのり」さんは、「支持いただいた労働組合や地域の皆さんの意見をしっかりと市政に反映するため、2期目も市議としてしっかりと取り組みたい」と決意を新たにしました。



当選を果たし2期目の決意を語る

人事異動：赴任期間は7日間です

新所属への着任は発令日(4月1日)から1週間とされています。3月6日人事課長交渉では「円滑な業務の引継ぎを優先し、職員の移転の状況を含め、適切に着任日等を決定いただきたい」と回答を引き出しています。業務の引き継ぎなど、異動手続きをしっかりと行うため、必要な赴任期間を確保しましょう。

3月中の住居移転は所属長への事前申告を!

人事異動の対象となる方で、発令日(4月1日)前に住居移転を行う場合には、事前に所属長へ申告を。その趣旨は、人事異動との関連を明確にすることにより、住居移転の際に被災した場合等の公務災害認定における公務遂行性を判断するためです(過去に痛ましい事故が発生しています)。